

表6 リスクの見積りマトリクス表の例（Ⅰ～Ⅴはリスクレベル）

		危害が起こる可能性			
		まれ (K 1)	たま (K 2)	時々 (K 3)	頻繁 (K 4)
危害の ひどさ	微傷 (S 1)	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ
	軽傷 (S 2)	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ
	重傷 (S 3)	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅴ
	重大 (S 4)	Ⅳ	Ⅴ	Ⅴ	Ⅴ

※リスクレベルの内容については、次項【手順4】（リスクの評価）で説明します。

【手順4】見積ったリスクを、リスク低減の必要があるかないかを判断することにより評価する。

リスクの評価*とは、危険源・危険状態が持つリスクを見積った結果のリスクレベルが、適切にリスク低減化されたレベルであるか否か、またリスク低減を必要とする場合、それはどの程度の優先度があるのかを判断することをいいます。

表7 リスクレベルの判断基準の例

リスク レベル	判断基準	対応する方策
Ⅰ	些細なリスク	・保護方策、安全管理は不要である
Ⅱ	軽微なリスク	・保護方策の実施、安全管理が必要であるが、使用上の情報の提示のみでも可とする
Ⅲ	中程度のリスク	・少なくとも、リスクレベルに応じた安全防護を実施する
Ⅳ	重大なリスク	・少なくとも、リスクレベルに応じた安全防護を実施する ・使用上の情報に頼らない保護方策を実施する
Ⅴ	極めて重大な リスク	・本質的安全設計方策を基本とする ・本質的安全設計方策で対応できない部分については、安全防護を実施する

・「適切にリスク低減化されたレベル」の判定および一般的概念

初回のリスクアセスメント実施時のリスクが適切に低減されているか否かの判定は、リスクレベルⅠか、リスクレベルⅡ以上か、が境界になります。なお、この段階での適切に低減されているか否かの判定とは、上述のように、リスク低減策の要否を判断することを意味しています。（表7）

ここで、適切に低減されていないと判定したリスクに対しては、リスク低減策が必要となるので、対策の実施を検討しなければなりません。リスク低減策を講じた後のリスクについては、この手順6のリスクの再評価で判定することになりますが、ここではリスクレベルⅠとリスクレベルⅡの2つのリスクレベルまでとします。なおリスクレベルⅡでは、